

①

土地所管の確認について

北海道開発局旭川開発建設部所管の土地であるか確認を依頼されるにあたり、
下記書類を提出されるようお願いいたします。(郵送可)

依頼文・・・ 任意様式ですが、貴社(貴機関)の代表者から旭川開発建設部長宛てに、
土地所管確認の確認理由、土地の所在地、添付書類について明記された
ものになります。

添付書類・・・位置図、地積測量図、現況図、公図、登記簿(全部事項証明)

所管確認を依頼される土地の位置がわかるように記載をしたり、色を付けてください。
提出していただいた図面が確認作業をするにあたり、わかりにくいものであると、
回答が遅くなってしまうたり、場合によってはより詳細な図面を再度提出して
頂くことがあります。また、図面には個人名を記載されませんようお願いいたします。
なお、提出していただいた位置図等については返却できませんので予めご了承ください

* 富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町の**河川事業**(空知川流域)については、
平成21年度より札幌開発建設部の管轄となっております。
道路、農業の事業は引き続き旭川開発建設部が行います。

* 占冠村の**河川事業**(鵜川流域)については、室蘭開発建設部の管轄となっております。

* 幌加内町内の**道路事業**(一般国道239号及び275号)については、平成23年度より、旭川開発
建設部の管轄となっております。
河川・農業の事業は引き続き札幌開発建設部が行います。

上記市町村の土地について所管確認を依頼される場合は、該当開発建設部へも
併せて依頼されるようお願いします。

〈連絡先〉

〒078-8513 旭川市宮前1条3丁目3番15号
北海道開発局 旭川開発建設部
公物管理課 企画スタッフ

tel 0166-32-1481

fax 0166-32-2073